

2016 年 5 月 30 日

国際ロータリー第 2790 地区
クラブ会長・幹事各位
〃 次期会長・幹事各位

2015-16 ガバナー 櫻木英一郎
2016-17 ガバナー 青木 貞雄

2016-17 年度クラブ細則作成の参考資料

皆様には、日頃よりクラブの活動に真摯な取組みをいただき、感謝申し上げます。
さて、ご案内のように、「国際ロータリー定款第 10 条 規定審議会 第 2 節 - 時期及び場所」に基づく 2016 年規定審議会が、本年 4 月 10～15 日に米国シカゴ市で開催され、クラブ活動の形態に大きな変化を可能とするいくつかを含めた規定改定が、「国際ロータリー細則第 8 条 規定審議会 8.140.8 審議会決定の発効日」に基づく本年 7 月 1 日発効で採択されました。

今回の規定審議会結果に関し、「決定報告書」等の国際ロータリーからの公式文書は未発行ですが、標準ロータリークラブ定款等の改定は、皆様のクラブ活動計画書に掲載するクラブ細則の変更に繋がるため、今回の規定改定のうち、皆様の活動に直接関係する部分につき、現時点での当地区の解説を参考までに、添付の通り、お知らせ致します。

クラブ細則は、クラブの責任において作成されるものですので、皆様には、クラブ内でよく協議の上、クラブ細則の見直しをお願いします。

なお、以下に留意いただくよう、お願いします。

1. 添付の内容は、現時点で地区が把握している情報に基づくものです。
2. 「国際ロータリー細則第 8 条 規定審議会 8.140.2～8.140.7」に基づき、RI 事務総長は規定審議会閉会后 2ヶ月以内(6 月 15 日頃迄)に「決定報告書」を各クラブ等に送付し、その後 2ヶ月以内(8 月 15 日頃迄)に、規定改訂へのクラブの反対表明が有効投票の 5%以上提出された場合は、当該規定の効力は一時保留とされ、郵便投票による最終賛否確認がなされます。従って、それに該当する今回の規定改定が最終的に確定するのは、遅い場合、郵便投票の結果確認後になります。
3. しかし、規定改定が郵便投票で否決されない限り、一時保留となった規定が遡及発効することを含め、改定規定の発効日は本年 7 月 1 日となります。
4. 添付のクラブ細則例文は、定款変更の主旨に則って可能と思われる細則の例を記しました。
5. 一つの事に肯定、否定の両方の判断が可能となる場合は、両方の文例を記しました。

細則変更の扱い

- ・変更方法はクラブ細則に規定されているはずですが
- ・一般的には、(理事会決定) → 全員に告知 → クラブ例会で決定等の手続きが必要ですが

細則の考え方

- ・ 会員の総意でクラブ運営の細部を決めるもの
- ・ 特定の定款条文以外は定款の枠内で細部を決めるもの
- ・ 今後は定款第 8 条第 1 節、2 節、4～9 節、第 10 条第 1、2、3、4、5 節、第 13 条 第 4 節に関しては、その規定を超えて細則を決める事が出来る (いずれも新しい条文番号)
- ・ 細則変更の手順に則っていつでも変更できる

定款と細則の関係について

- ・ 国際ロータリーから確定された定款が発表されるまでは旧定款に準拠する事、或は改正定款 (確率は非常に高い) に準拠する事は両方に理があるのでクラブの裁量に委ねます。
- ・ 但し、前述のように改定が確定した定款は本年 7 月 1 日に遡って効力を持つ事にご留意下さい。
- ・ 確定された定款はマイロータリーに掲示されるので、こまめに確認して下さい。

質問について

- ・ 質問は、クラブ名、会員名を記載の上、文書 (ファックス・メールを含む) でガバナーエレクト事務所気付で「地区ロータリー研修委員会諸岡 靖彦副委員長」宛に送付して下さい。

2016 年規定審議会

- a) 立法案 (議案) : 制定案 : (RI 組織規定文書=RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款) に変更を加えることを目的とした決議案=117 件 (うち、日本の提案は 17 件。うち、RI 第 2790 地区提案 1 件)
- : 立法案 : 組織規程文書に変更を加えることを目的としない決議案=64 件 (うち、日本の提案は 9 件。うち RI 第 2790 地区提案 2 件)
- : 合計 : 181 件
- b) 結果 : 添付参照。

以 上